

くらすと

Vol.97

“初回お試し500円”のつもりが...



SNS上の広告を見て1か月分がお試し価格500円のダイエットサプリを注文した。商品は届いたが、後日、4か月分まとめて発送され、商品代金計4万円を請求された。定期購入をした覚えはなく、ダイエット効果もあまり感じられない。返品と解約の電話を何度もかけたが、いつも話し中でつながらない。



あの芸能人も愛用!

ヒゲが薄くなる除毛剤



初回特典500円

芸能人が投稿した動画でヒゲの除毛クリームが宣伝されていた。通常価格1万円が初回特典500円で試せるとあったので注文した。

顔にクリームを塗ったところ皮膚が赤く腫れたので返品と解約を申し出たが、実は6回の定期購入となっており、業者には「定期購入期間中は解約ができない。購入ページにも書いてある」と説明された。納得できない。



アドバイス

「健康食品や化粧品の通販サイトでお試し価格のものを注文すると、実は定期購入だった」というトラブルが後を絶ちません。定期購入が条件である旨が小さい文字でわかりにくく表示してあったり、スマートフォンでサイトを画面の一番下までスクロールしないと読むことができないなどの事例が多くみられます。また、解約の電話をかけるという話し中でつながらないという相談が多いのも特徴です。

健康被害が発生した場合はすぐに医療機関に相談し、解約などの相談は消費者ホットライン188(いやや!)にお電話ください。



こんな消費者トラブルに気をつけて!

SNS利用による若者によくある消費者トラブル

連絡先交換でお金がもらえるとの広告に誘われて・・・

事例

スマートフォンでSNSを見ていたところ「出会い系サイトで知り合った相手と連絡先を交換したらお金がもらえる」と記載した広告を見つけた。
簡単に儲かると思い、登録するためにサイトの事業者にお問い合わせしたところ、登録料として3千円を要求されクレジットカードで支払ったが、「これだけでは登録できない」と言われた。その後も、何度か言われた金額を支払い続け、最後に30万円を指定された口座に振り込んだが、結局サイトに登録することはできなかった。お金を返してほしい。

アドバイス

- 「簡単にお金が稼げる」、「大勢の人が儲かっている」などといったうまい話は簡単に信じないで、おかしいと考えるべきです。また、登録料などの名目で、何度もお金を要求してくること自体明らかに不自然です。
- 今回の事例のように、一度支払ったお金は戻ってくることが、ほとんどありませんので十分注意してください。
- このような場合は、すぐにお住まいの警察署または消費生活ホットライン(188)に相談しましょう。



エルちゃんの“わん”デー講座【大阪市消費者センター主催】

参加費無料

テーマ 安全・安心!! ネット・スマホとうまく付き合うために

内容 近頃は、大人だけでなく、子どもたちもSNSを日常的に利用するなど、スマートフォンやタブレットが手放せないものとなっています。そこで、インターネットの特性やSNS・LINEの使用に関する基本的な注意点と正しい設定方法について、トラブルの事例をあげながら、わかりやすくご説明します。

日時 3月25日(水) 14時～16時

場所 総合生涯学習センター 第1研修室

講師 嶋田 亜紀 さん(NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社)

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 70名(※申込多数の場合は抽選)

締切日 3月18日(水)(締切後も定員に満たない場合は受け付けます)

申込方法 電話または[こちらから\(大阪市ホームページ\)](#)

問合せ先 大阪市消費者センター 電話 06-6614-7522



おかしいな、困ったなと思ったら 消費生活ホットライン188(いやや!)※局番なし

大阪府消費生活センター

☎06-6616-0888 ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター

☎06-6614-0999 ホームページ: <https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

12 つくる責任 つかう責任